

別表2
整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整等により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
3 施設の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
4 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
5 施設の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
6 施設の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
7 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
8 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
9 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
10 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
11 附帯施設について、不要なものがないこと。
12 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
13 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
14 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
15 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
16 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。
17 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。

18 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
19 有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切になされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
24 地元関係者との合意形成が図られていること。
25 その他、法律に定める基準等が満たされていること。